

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成28年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成28年4月25日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第4章 特殊法人岐阜市信用保証協会

指摘及び意見	措置状況(平成27年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
97 意見 保証債務残高に対して代位弁済発生率の高い保証制度の見直しをすることが望ましい。	平成28年1月末現在、代位弁済発生率が高い制度は「無担保当座貸越根保証制度」であったが、本制度は平成25年3月31日に取扱期間が終了したことにより、保証制度を廃止している。 また、その他で高い代位弁済率の保証制度はない。	○		信用保証協会	265-4611	150
98 意見 「倒産関連保証」等において高い代位弁済率となっているため、その理由について事業報告書等に記載することが望ましい。	事業報告書の書式は主務省にて定められた統一書式のため、代位弁済率の高い制度等に関する特別な記載はできない。 従って、代位弁済が多く発生している保証制度については、協会内の定例会資料等に記載し役職員の中で情報共有を図り、必要に応じて要因の検証を行う。	○		信用保証協会	265-4611	150
101 指摘 出えん金を削減すべきである。	信用保証協会の経営基盤の強化を図るため出捐を行っている。 信用保証協会の経営状況を継続的に調査し、出捐金の必要性について検討する。	△	商工観光部	産業雇用課	6249	155
102 意見 預託金制度の有用性について再検討することが望ましい。	金融機関へ資金を預託することで、市融資制度の融資利率を低くすることができるものであるが、協調倍率の見直しについて金融機関と協議する。	△	商工観光部	産業雇用課	6249	155
103 意見 市信用保証協会の経営状況を毎年確認することに加え、市信用保証協会と県信用保証協会を比較検討する客観的な指標を作成して、双方の実績を定期的に比較・検討することが望ましい。	市信用保証協会の経営状況については毎月報告を受けている。 市保証協会と県保証協会の統合の必要性が示されたときに備え、両者を客観的に比較する指標について研究中である。	△	商工観光部	産業雇用課 信用保証協会	6249	156

第5章 社会福祉法人岐阜市社会福祉協議会

指摘及び意見	措置状況(平成27年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
104 指摘 理事長が常勤でないことは、経営改善指針に反していないのかを検討すべきである。 整合性が取れないのであれば、福祉政策課は、協議会に対し、常任の会長を選任するように指導をすべきである。	指針における責任の明確性という観点において、市社協は定款にて会長が指名した常務理事が会長の命を受けて法人の常務にあたり明記されていること、また県内の他の社協と比較したときに現体制が特異ではないことなどから現在の運営体制に問題はないと判断した。	×	福祉部	福祉政策課 社会福祉協議会	2425 255-5511	162

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成28年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成28年4月25日	△:検討中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

105 意見 社会福祉推進基金及び福祉ボランティア基金が、「出資」に該当しないかを検討することが望ましい。	監査課と引き続き協議を行い、福祉ボランティア基金及び社会福祉推進基金が「資本金、基本金、その他これらに準ずるもの」に該当するかについて、文書にて県へ確認を行った。現在は、さらに県から総務省へ文書にて確認中であり、その回答待ちである。	△	福祉部	福祉政策課	2425	164
	福祉ボランティア基金及び社会福祉推進基金が「資本金、基本金、その他これらに準ずるもの」に該当するかについて、文書にて県へ確認を行った。現在は、さらに県から総務省へ文書にて確認中であり、その回答待ちである。	△	監査委員事務局	監査課	6473	
121 指摘 具体的に無償貸付の要件を満たしている事情が判明しない限り、賃料を徴収する(有償にする)ことを検討すべきである。	庁内関係各部と調整の上、引き続き無償の是非を検討中である。	△	福祉部 健康部 柳津地域振興事務所	福祉政策課 健康政策課 地域振興総務課	2421 4132-721 15071-205・207	186

## 第6章 社会福祉法人岐阜市社会福祉事業団

指摘及び意見	措置状況(平成27年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
126 指摘 福祉政策課と監査課との間で、出資割合について、統一的な見解を出すべきである。	監査課と引き続き協議を行い、出資割合を算出する基となる「資本金、基本金、その他これらに準ずるもの」の解釈について、県へ文書にて確認を行った。現在は、さらに県から総務省へ文書にて確認中であり、その回答待ちである。	△	福祉部	福祉政策課	2425	197
	出資割合を算出する基となる「資本金、基本金、その他これらに準ずるもの」の解釈について、県へ文書にて確認を行った。現在は、さらに県から総務省へ文書にて確認中であり、その回答待ちである。	△	監査委員事務局	監査課	6473	
135 指摘 具体的に無償貸付の要件を満たしている事情が判明しない限り、賃料を徴収する(有償にする)ことを検討すべきである。	引き続き無償の是非を検討中である。	△	福祉部	福祉政策課	2421	222

## 第7章 一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社

指摘及び意見	措置状況(平成27年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
158 意見 一者随意契約が適正であることの理由とまではなっていない。もう少し説得的な理由を記載することが望ましい。	一者随意契約が適正であることの理由を記載した。	○	都市建設部	区画整理課	2841	245
159 意見 どのような根拠をもって積算が適正であるとしたのかの説明になるような記載をすることが望ましい。	積算が適正であるとしたことが分かる説明を、記載した。	○	都市建設部	区画整理課	2841	246

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提出日(最新提出日)	平成28年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成28年4月25日	△:検討中 検討中のもの				
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの				

  

160 指摘 契約締結時の委託料の内訳と整合する予算執行計画書と予算執行状況報告書を作成し、その内訳や理由が確認できる資料を添付させた上で精算をすべきである。	契約の際、業務委託と整合する予算執行計画書を添付させた。精算時、予算執行状況報告書を添付するよう依頼した。	○	都市建設部	区画整理課	2841	246
169 指摘 当該補助金の目的に適った補助金交付要綱を策定するなどすべきである。	平成28年度から中小企業団体の振興を後押しする趣旨の内容を盛り込んだ条文に改正する。	○	商工観光部	産業雇用課	6253	253
170 意見 補助金交付要綱に補助金の上限を定めることが望ましい。	平成28年度から要綱を改正して、補助金に限度額を設ける。	○	商工観光部	産業雇用課	6253	254
171 意見 「柳ヶ瀬あい愛ステーション」の存在意義から遡って、今後、所管を商工観光部のままにするのか、まちづくり推進部に移すのか、公社の自主運営のままにするのか、運営を委託するのかなどといった運営のあり方を検討することが望ましい。	まちづくり推進部及び施設を運営する一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社との間で運営のあり方について協議している。平成29年度末の中心市街地活性化基本計画終了年度までに方向性を決める。	△	商工観光部	産業雇用課	6253	254

第8章 一般財団法人岐阜産業会館

指摘及び意見	措置状況(平成27年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
172 意見 岐阜産業会館運営管理協議会の組織構成・決議方法につき、県とも協議の上、組織に外部委員を加えることや、重要事項については議決要件の加重をするなど、具体的な対応を検討することが望ましい。	協議会の組織構成・決議方法については、共同管理を行っている岐阜県と協議・研究していく。	△	商工観光部	産業雇用課	6256	258
173 意見 産業会館の理事長を副市長とする運用の変更を検討することが望ましい。	(一財)産業会館の今後の在り方を検討していく中で、存続の方向が確定した場合は、理事長をどうするかを岐阜県と研究していく。	△	商工観光部	産業雇用課 産業会館	6256	259
174 意見 市民に対して、疑義を生じさせないように、あり方検討会の協議の経過を書面に残しておくことが望ましい。	あり方検討会での議題がその後の運営管理協議会の議題や報告事項になるため、あり方検討会の協議内容すべてを書面に残す必要はないと考える。しかし、協議内容によっては、長期間継続的に行うものもあり、そのような場合には、検討経過が分かるようにするために書面に残すことを検討する。	△	商工観光部	産業雇用課	6256	259

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提出日(最新提出日)	平成28年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成28年4月25日	△:検討中 検討中のもの				
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの				
177 意見 施設を存続させる場合、文化ホールを改修せずに休止した状態のままでよいとは思われず、今後の方向性について再検討することが望ましい。	文化ホールの活用については、施設のあり方も含めて岐阜県と研究していく。	△	商工観光部	産業雇用課	6256	262
178 意見 産業会館は、独自の給与体系を導入することが望ましい。産業雇用課としても、県及び産業会館に対し、独自の給与体系導入についての理解を求めていくことが望ましい。	(一財)産業会館の職員の昇給、昇格等については独自に決定しているが、今後の在り方を検討していく中で、存続の方向が確定した場合は、独自の給与体系を構築するため、県及び(一財)産業会館と研究していく。	△	商工観光部	産業雇用課 産業会館	6256	263
179 意見 施設存続を決定し、施設の大改修工事を行うこととなった場合には、公募による選定を検討することが望ましい。	産業会館を平成31年度以降も存続していくことが決定した場合には、指定管理者の公募も視野に入れた対応を行う。	△	商工観光部	産業雇用課	6256	265
181 意見 再委託について、県と産業会館の三者で協議し、少しでも削減効果が現れるような契約方法を考えることが望ましい。	これまでに契約内容等により削減してきたが、主に人件費の積算比率が多く、近年においてはほぼ横ばいとなっている。今後は、市、県及び(一財)産業会館で協議し、削減効果が現れるような契約方法を研究する。	△	商工観光部	産業雇用課 産業会館	6256	267
183 意見 次期指定期間(平成29年度)までに、産業会館の組織としての在り方につき、解散も視野に入れて、県と協議し、検討することが望ましい。	次期指定期間内(平成27年4月1日～平成30年3月32日)に、(一財)産業会館のあり方を県と研究する。	△	商工観光部	産業雇用課 産業会館	6256	268
184 意見 施設のあり方について、県と協議の上、可能な限り早期に最終的な結論を出すことが望ましい。	産業会館のあり方を県と研究する。	△	商工観光部	産業雇用課 産業会館	6256	270

第9章 公益財団法人岐阜市学校給食会

指摘及び意見	措置状況(平成27年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
187 意見 組織として必要と考える補助金交付申請額を決めることが望ましい。	平成28年度分について補助金交付申請額の見直しは見送った。今後は岐阜市の給食費会計方法も含めて検討される予定である。	△		学校給食会	240-8961	280
189 意見 給食会の貸付金の運営状況の実態を把握し、岐阜市学校給食用物資購入資金貸付規則の改正も含め、改善策の検討をすることが望ましい。	平成28年度分について貸付金の見直しは見送った。今後は市の給食費会計方法も含めて検討する予定である。	△	教育委員会	学校保健課	6325	282

# 包括外部監査

# 措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提出日(最新提出日)	平成28年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成28年4月25日	△:検討中 検討中のもの				
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの				

  

190 意見 組織として必要と考える貸付額で貸付申請することが望ましい。規則上の上限額でも対応できないという事実があるのであれば、その実態を学校保険課に伝え、今後の貸付について、協議することが望ましい。	平成28年度分について貸付金の見直しは見送った。今後は岐阜市の給食費会計方法も含めて検討される予定である。	△		学校給食会	240-8961	282
191 指摘 学校給食費の公会計導入を検討すべきである。	学校給食費公会計について他市の実施状況確認を8月及び10月に行った。現在は教育委員会事務局内部において検討中である。	△	教育委員会	学校保健課	6325	285
195 指摘 早急に実態に即した諸規程を整備すべきである。	諸規程については順次修正しており、修正が終わった一部については3月の理事会において承認予定である。	△		学校給食会	240-8961	288
196 指摘 所管課として、給食会の諸規程整備について指導すべきである。	学校給食会の諸規程の整備状況を確認し、適時指導を行っているところである。	△	教育委員会	学校保健課	6325	288

## 第10章 一般財団法人岐阜市みどりのまち推進財団

指摘及び意見	措置状況(平成27年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
203 指摘 所管課の業務としてなすべき管理事項を定め、それに基づいて管理業務を遂行すべきである。また、その記録をしておくべきである。	他都市の事例を調査し、管理事項及び記録事項等について検討中である。	△	都市建設部	公園整備課	2832	294
204 指摘 民有地緑化助成補助事業補助金は廃止すべきである。	補助金を廃止し、効率的な事業実施に取り組むよう検討中である。	△	都市建設部	公園整備課	2837	296
208 指摘 一つ一つの業務に分けて委託すべきである。	一つ一つの事業が市民の緑化意識の向上を促すものであり、委託を分けず、複数の業務を総合して進めることにより効果を発揮すると思われるため、分けないこととした。	×	都市建設部	公園整備課	2832	300
210 指摘 各業務につき、委託料を払ってまで委託する必要があるのか、市が行えば足りるのではないか、委託することによって無駄な経費がかかっているのではないかといった委託の必要性・相当性を吟味した上で、委託すべきかどうかを検討すべきである。	委託内容を精査し、必要性・有効性について検討中である。	△	都市建設部	公園整備課	2837	300

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提出日(最新提出日)	平成28年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成28年4月25日	△:検討中 検討中のもの				
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの				

  

215 意見 一つ一つの業務をできる限り分けて委託することが望ましい。	岐阜公園と梅林公園を分けて委託することを検討したが、運用面において非効率な部分が生じることが判明したため分けないこととした。	×	都市建設部	公園整備課	2832	305
217 指摘 市が臨時職員やアルバイトを使用して業務を遂行する場合と外部に業務委託する場合における有効性、効率性、経済性について検証し、委託すべきかどうかを検討すべきである。	市が臨時職員やアルバイトを使用し直営にした場合、その採用から指揮監督に至るまで、現在委託を受けている財団の事務職員数は必要だと判断できる。そのため、有効性、効率性、経済性及び市職員の適正化の観点からも、外部委託すべきと考えます。	×	都市建設部	公園整備課	2832	305
227 指摘 委託の所管でないとしても、岐阜薬科大学薬草園施設管理業務についても内容を把握しておくべきである。	内容について、把握した。	○	都市建設部	公園整備課	2832	310
232 指摘 一施設ごとに指定管理者を募集すべきである。	市民サービス、スケールメリット、経費削減の観点から、一部の施設においては一括募集を実施する。	○	都市建設部	公園整備課	2832	314
234 意見 指定管理の期間を終える平成29年度以降においても財団を存続させるのか否か、市にとっての財団の組織としてのあり方をどうしていくのかなどといったことについて、遅くとも平成27年度までには検討することが望ましい。	検討方法を含め調査中である。	△	都市建設部	公園整備課	2832	315

第11章 公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団

指摘及び意見	措置状況(平成27年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
235 指摘 公共ホール管理財団の意向も踏まえつつ、財団の所管課である産業拠点運営課及び男女共同参画・文化課との間で、合併協議を再開すべきである。	観光コンベンション課との協議を継続している。 現在は、両財団ともお互いの設立目的を果たすべく安定的な経営がなされているが、来年度に指定管理者の更新が控えているため、その結果を鑑みたくて再協議を行う。	△	教育委員会	教育政策課 教育文化振興事業団	6302 259-4646	321
236 意見 指定管理者の応募を市以外の県内公共団体に広げていく経営努力を継続・発展することが望ましい。	平成27年9月、岐南町体育施設等指定管理者に申請した。 結果は、次点となり選定には至らなかったが、今後も県内公共団体の指定管理者に応募に向けて検討を行っていく。	○		教育文化振興事業団	259-4646	322

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体
監査実施年度	平成26年度
提出日(最新提出日)	平成28年3月31日
監査委員公表日	平成28年4月25日

結果欄の記載方法

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

237 意見 市民芸術文化・スポーツ基金は、「スポーツ基金」でもあるので、今後は、市民の健康増進などにも活用を検討することが望ましい。	平成28年度の実施を計画する。	△		教育文化振興事業団	259-4646	323
238 意見 生涯学習センターのみでなく、女性センターの事業評価シートにおいても、施設の老朽化・大規模な修繕の必要性といった課題・問題点を記載し、両課の共通の認識であることを示しておくことが望ましい。	生涯学習センター、女性センターの課題・問題点を共有し、事業評価シートに反映した。	○	市民参画部	男女共生・生きがい推進課	2791	327
239 意見 一括募集は例外であることを明確に認識した上で、その可否を慎重に検討することが望ましい。	【青少年会館】次期公募の際には、各施設ごとに募集を行う方向で決定した。	○	教育委員会	青少年教育課	266-5134	329
242 指摘 体育ルームの次期指定管理者募集の際は、公募とすべきである。	一体的に管理をしない場合の弊害など、業務の洗い出しや施設上の問題点などの洗い出しを行い、慎重に検討を進めている。	△	教育委員会	市民体育課	6395	336
243 意見 体育館・プールの次期指定管理者募集の際は、一括募集の可否・範囲について変更を検討することが望ましい。	一括募集の可否・範囲について慎重に比較検討し、次期指定管理募集に反映するよう進めている。	△	教育委員会	市民体育課	6395	339
244 指摘 青少年会館4館と体育館8館及びプール3カ所のそれぞれについて、一施設ごとに指定管理運営状況シートを作成すべきである。	5月の評価委員会において聴取した委員の意向を踏まえ、運営状況シートを集約して作成した。なお、現在はシートの作成を募集単位ごとに行なっているが、平成29年度の募集のあり方を検討しており、その結果に応じてシートを作成する予定である。	△	教育委員会	教育政策課 青少年教育課 市民体育課	6309	339

第12章 公益財団法人岐阜市国際交流協会

指摘及び意見	措置状況(平成27年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
249 指摘 定款と各規程等との整合性を十分検討するべきである。	定款と各規程等との整合性を検討し、必要に応じ改正等を行った。今後も、各規程を整備・改正する際などに、定款との整合性を十分検討する。	○		国際交流協会	263-1741	345
254 意見 一括ではなく、分けて委託できるものがあるかを検討することが望ましい。	分けて委託することにより、個々に管理費が積算されることから、業務効率の点からも望ましいとは考えられない。また、一括して委託することで、各業務間での連携、ノウハウの活用などが期待できると考える。分けて委託することが可能かについて、引き続き研究していく。	△	市民参画部	国際課	4122-1214	349

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提出日(最新提出日)	平成28年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成28年4月25日	△:検討中 検討中のもの				
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの				

  

256 指摘 ガイドブックの印刷が、協会に委託すべき業務内容を十分に検討すべきである。	国際交流協会には、外国人生活相談窓口での情報・ノウハウの蓄積があり、外国人生活ガイドブックの作成にあたっては、これらの活用が必要不可欠である。このため、今後も引き続き国際交流協会へ委託し、適宜効果的な連携を図る。	○	市民参画部	国際課	4122-1214	350
262 意見 積極的に自主事業を展開することが望ましい。	みんなの森ぎふメディアコスモス内の「多文化交流プラザ」を中心に、各種事業を展開している。	○		国際交流協会	263-1741	354
263 意見 国際交流ニュースGIFUの配布先の開拓など、広報の充実を図ることが望ましい。	国際交流ニュースGIFUを関係施設や国際交流団体等に配布しているほか、ホームページやフェイスブックの活用により、広報の充実を図っている。	○		国際交流協会	263-1741	354
264 意見 賛助会員が増加するよう、具体的対策を講じることが望ましい。	賛助会員加入促進のため、賛助会員特典として賛助会員交流会を開催しているほか、平成28年度より協賛店の協力による新たな特典を導入予定である。	○		国際交流協会	263-1741	355
265 意見 ホームページを、日本語、中国語、英語だけではなく、他の言語での掲載をすることが望ましい。	分かりやすい情報提供ができるよう、他の言語での掲載を含め、ホームページのリニューアルに向け検討中である。引き続き、予算措置等について具体的に検討していく。	△		国際交流協会	263-1741	356

第13章 一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団

指摘及び意見	措置状況(平成27年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
266 指摘 教育文化振興事業団の意向も踏まえつつ、事業団の所管課である教育政策課との間で、合併協議を再開すべきである。	教育政策課との協議を継続している。現在は、両財団ともお互いの設立目的を果たすべく安定的な経営がなされているが、来年度に指定管理者の更新が控えているため、その結果を鑑みの上で再協議を行う。	△	商工観光部	観光コンベンション課 公共ホール管理財団	6231	362
268 指摘 次期指定管理者募集前に、岐阜市長良川国際会議場条例と岐阜市文化会館条例間の事業内容の調整をすべきである。	次期指定管理者の募集までに、長良川国際会議場条例より項目の削除を検討する。	△	商工観光部	観光コンベンション課	6231	362
270 意見 次期も指定管理とするのであれば、公募も視野に入れて検討することが望ましい。	平成29年度からの5年間の指定管理について検討した結果、文化芸術に関する高度な専門性や事業の企画立案に関するノウハウを有していることが不可欠であり、老朽化した施設の安心・安全な保守管理が必要であるため、非公募にする方向性を示した。	○	市民参画部	文化芸術課	2785	364

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提出日(最新提出日)	平成28年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成28年4月25日	△:検討中 検討中のもの				
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの				

  

271 意見 次期も指定管理とするのであれば、利用料金制導入を検討することが望ましい。	岐阜市文化会館は、岐阜市の文化芸術にかかる施策を推進していくための総合的な中核施設であり、幅広い分野の事業の実施、市の文化芸術を担う人材の育成やネットワークの構築など、市の文化芸術を推進する様々な事業を行っているため、利益のみを追求することはできない。また老朽化した施設であるため、緊急の修繕が発生することもあり、利用料金制度にはそぐわない。	○	市民参画部	文化芸術課	2785	365
272 指摘 ホームページに評価委員会の検討結果を適切に情報開示すべきである。	議事録を作成し、各施設ごとに対する意見をそれぞれ適切に公表している。	○	市民参画部	市民参画政策課	2770	368
274 意見 文化センターの録音室のあり方を検討することが望ましい。	同室については音楽室と音楽スタジオに挟まれており完全防音ではないため、他への転用は困難であり、廃止を含め設置者である岐阜市と協議していく。(文化センター)	△		公共ホール管理財団	262-6200	371

第14章 公益社団法人岐阜市シルバー人材センター

指摘及び意見	措置状況(平成27年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
290 意見 出前入会説明会や就業開拓委員会、女性委員会等の活動を継続するとともに、会員や仕事の拡大につながっているのかどうかの検証をすることが望ましい。	出前入会説明会や就業開拓委員会、女性委員会等の活動を継続しており、検証も行っている。	○		シルバー人材センター	240-1245	383
292 意見 センターの総会に、福祉政策課、高齢福祉課、産業雇用課も出席するようにしたり、指定管理のモニタリングや監査委員監査において、福祉政策課、高齢福祉課も指定管理や委託契約の所管課が立ち会ったりするなど情報共有することが望ましい。	情報共有のため、指定管理のモニタリングの際には産業雇用課も同行する予定である。(福祉部) 今後、指定管理のモニタリングに同行し、業務の実施状況について情報共有することを検討する。(商工観光部)	△	福祉部 商工観光部	福祉政策課 高齢福祉課 産業雇用課	2425 2132 6251	384
295 指摘 収支計算書において、事務経費の具体的な内訳を正確に記載すべきである。	27年度の収支決算書については担当課の指導に従い正確な内訳に努めている。	○		シルバー人材センター	240-1245	389
299 指摘 評価委員会も、少なくとも1年に1回は、現場で、評価会議を開くなどして、現場におけるモニタリングを重視すべきである。	平成27年11月4日第2回岐阜市基盤整備部指定管理者評価委員会において評価委員とともに現場視察を行った。	○	基盤整備部	基盤整備政策課 土木管理課	2505 2625	393

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

監査テーマ	岐阜市の外郭団体	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成26年度	○、△、×のいずれかを記入				
提出日(最新提出日)	平成28年3月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成28年4月25日	△:検討中 検討中のもの				
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの				
304 意見 業務日報については、業務内容や業務の実施において気になった点を具体的に記載できる書式にすることが望ましい。	就業場所や作業会員別に就業時間・作業内容を記載するように順次変更している。	○	商工観光部	産業雇用課 シルバー人材センター	6251	406
305 指摘 速やかに、賃貸借契約(有償)に切り替える方向で検討すべきである。また、部内、課内等で議論した経過について資料も添付した上で、議事録を作成すべきである。	引き続き無償の是非を検討中である。	△	福祉部	福祉政策課	2421	408
309 意見 シルバー人材センターの補助金や指定管理、契約についての調査の結果を、共有できるような体制を設けるべきである。	今後、シルバー人材センターからの定期報告、指定管理モニタリングへの同行、庁内での随意契約情報の取りまとめを通じ、産業雇用課がシルバー人材センターの情報を一元的に管理する体制を検討する。	△	商工観光部	産業雇用課	6251	412

第15章 公益財団法人岐阜観光コンベンション協会

指摘及び意見	措置状況(平成27年度末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
313 指摘 「市内の唯一の団体」であるとして、随意契約とすることにつき、民間ではできないのか、他の自治体の類似業務の状況など、様々な角度から、適切に検証を行うべきである。	他都市の観光案内所の運営状況調査を継続中である。 効率的、効果的な運営方法についても、引き続き検討を行う。	△	商工観光部	観光コンベンション課	6231	420
314 指摘 委託料の積算につき、他の自治体における同種業務との比較をするなど、他の角度からも、検証すべきである。	他都市の観光案内所の契約状況調査を継続中である。	△	商工観光部	観光コンベンション課	6231	421